

令和3年度
市有地自動販売機設置場所貸付
一般競争入札参加要領
(郵送方式)

申込期間	令和4年2月14日(月)から 令和4年3月4日(金)まで(必着)
入札期間	令和4年3月17日(木)まで(必着)
開札日	令和4年3月18日(金)

府中市行政管理部財産活用課財産活用担当
担当：菊池、小松
電話 042-335-4155(直通)
FAX 042-335-5396

入札による市有地貸付の流れ（概要）

郵送による 入札参加申込	【令和4年2月14日（月）から3月4日（金）まで※必着】 書留・簡易書留にてお送りください。
質問の受付・回答	【令和4年2月22日（火）まで】 質問書に記入のうえ、電子メールにより提出してください。 質問に対する回答は令和4年2月28日（月）までに府中市ホームページ内で公開予定です。
府中市から 入札書等の交付	【参加申込受付から令和4年3月11日（金）まで】 参加申込者に対して入札書等を郵送します。
郵送による 入札書等の提出	【入札書等が届いてから令和4年3月17日（木）まで ※必着】 入札書等を期限までに書留・簡易書留にてお送りください。
開札 （立会任意）	【令和4年3月18日（金）午前10時から】 会場：府中市役所 北庁舎3階 会議室 <u>※開札立会いは任意です。</u> <u>※入場には入札参加申込書（写し）を確認（1申込につき1名）</u>
結果通知	落札された方に、開札日から概ね1週間以内に落札決定通知書を送ります。落札者決定後、落札者名と落札料率を本市のホームページ内で公開します。
賃貸借契約締結	【令和4年3月31日（木）まで（原則）】 上記期限までに落札者と市で賃貸借契約を締結するものとします。
貸付期間	【令和4年5月1日（日）から令和9年4月30日（金）まで】

注意事項

- ・都合により変更する場合があります。
- ・詳細は次ページ以降をご確認ください。

■ もくじ ■

入札物件について	1	ページ
市有地貸付の流れ	1	ページ
1. 入札参加申込受付	1	ページ
2. 入札の実施	3	ページ
3. 落札決定の通知	5	ページ
4. 契約締結	5	ページ
5. 自販機の仕様及び管理運営上の遵守事項等	7	ページ
6. 封筒の宛名記載例	9	ページ
各様式の記入例及び土地賃貸借契約書（案）	11	ページ
入札参加申込・開札会場案内図	21	ページ

■ 入札物件について ■

1. 入札物件

入札に付す物件は、次のとおりです。詳細については物件調書をご覧ください。

区画 番号	所在地（東京都府中市）	貸付面積	月額貸付料 （固定額）	売上比例部分 最低料率	開札時間
1	小柳町4丁目16番52	5.05 m ²	4,818 円	0.01%	10時00分
2	四谷5丁目41番75	5.02 m ²	3,359 円	2.86%	10時20分

- * 貸付面積は、実際に占有する面積によらず、上表の面積を標準とします。また、貸付面積内で、空き容器回収ボックスの設置をしなければならないものとします。
- * 入札書に記入された売上比例部分の料率の値（小数点以下第2位まで記入）が最高の値であった者を落札者とします。
- * 落札者は府中市が設定する月額貸付料（固定額）と、月ごとの売上額に（入札書に記入された）売上比例部分の料率を乗じて得た額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げるものとします）を合算した金額を支払うものとします。

■ 市有地貸付の流れ ■

1. 入札参加申込受付

入札の参加に当たっては、入札要領を十分に確認するとともに、現地及び関係規制等を必ず調査確認のうえ、ご参加ください。

受付期間、方法等は次のとおりです。

(1) 受付期間

令和4年2月14日（月）から令和4年3月4日（金）まで※必着

(2) 受付方法

郵送によって受け付けます。

受付期限の令和4年3月4日(金)までに到着しない申込みは無効です。

(郵送先)

〒183-8703

東京都府中市宮西町2丁目24番地

府中市役所行政管理部財産活用課 財産活用担当

* 書留又は簡易書留にてお送りください。

* 持参も可としますが、受取のみとし、その場で内容確認はいたしません。また、

電話での参加申込みはできません。

(3) 参加資格

入札に参加できる方は、日本国内に住所を有し、次のいずれにも該当しない方とします。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）

第167条の4第1項に該当する者

イ 施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し3年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号から第6号、府中市暴力団排除条例（平成23年6月条例第9号）第2条第1号から第3号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者

エ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条に規定する観察処分の決定を受けた団体及び当該団体の役職員又は構成員

オ ウ又はエに掲げる者から委託を受けた者、若しくはウ又はエに掲げる者の関係団体の役職員又は構成員

カ 国税及び地方税を滞納している者

キ 公有財産賃貸借契約による自動販売機（以下「自販機」といいます。）の運営の契約を令和2年2月11日から令和4年2月10日までの間に市若しくは国又は地方公共団体と数回以上にわたって締結した実績を有しない者

(4) 必要書類

	書類名称
ア	入札参加申込書（様式第1号） ※1
イ	誓約書（様式第2号）
ウ	印鑑（登録）証明書 ※2※3
エ	登記事項証明書（現在事項全部証明書）※2
オ	国税・地方税の納税証明書（直前2年分の法人税、消費税及び地方消費税、法人市民税について未納税額がないことの証明）
カ	事業実績説明書（様式第3号。令和2年2月11日から令和4年2月10日までの事業内容を証明する内容が明記された書類を添付してください。）
キ	設置を予定する自販機の品番・寸法等の仕様が記載された書類（様式不問）

*同一の申込者が複数の区画に入札参加申込みされる場合も、必要書類は1部添付のみで可

※1 落札した場合に契約する方の住所・氏名を記入してください。申込者とは異なる方との契約締結は行いません。（法人にあっては法人名・代表者名を署名または記名押印（印鑑登録印）してください。）

担当者の名刺等を同封してください。

- ※2 発行日から90日以内のもの（市に書類が到着した日から起算）
- ※3 入札参加申込書及び誓約書に署名した場合は提出不要です。

(5) 入札書類の送付

申込み受付後は、府中市から次の書類を郵送し、交付します。

- ア 入札書
- イ 入札参加申込書（様式第1号）（写し）

*令和4年3月11日（金）までに書類が届かない場合は財産活用課 財産活用担当（042-335-4155）までご連絡ください。

(6) 質問について

- ア この要領に関する質問は、質問書に記入のうえ、財産活用課まで電子メールにより提出してください。これ以外の方法によるものは受け付けません。
- イ 1つの質問項目ごとに1枚の質問用紙を使用してください。
- ウ 質問の受付は、令和4年2月22日（火）午後5時までとします。
- エ 質問受付の電子メールアドレス `zaisan04@city.fuchu.tokyo.jp`
- オ 質問を提出した際は財産活用課に連絡し、電子メールの到達確認をすること。また、電子メールの件名は「【入札質問】会社名」とすること。
- カ 質問に対する回答は令和4年2月28日（月）までに府中市ホームページ内で公開予定です。

2. 入札の実施

入札も入札参加申込みと同様に郵送によって行います。入札の際は、入札期間中に入札参加申込みと同じ宛先に次の書類を郵送してください。

(1) 入札期間及び必要書類

入札期間：入札書等がお手元に届いてから令和4年3月17日（木）まで ※必着
必要書類：

- ア 入札書
- イ （代理人が入札する場合）委任状
- ウ 印鑑（登録）証明書※1※2

- ※1 発行日から90日以内のもの（市に書類が到着した日から起算）
- ※2 入札参加申込時に提出している場合、再度の提出は不要です。

(2) 入札方法

- ア 書留又は簡易書留でお送りください。
- イ 二重封筒（外封筒、中封筒）を用いてください。（記載例は9ページ参照）
 - (ア) 外封筒について
外封筒には、次の書類を入れ、表側には入札書在中の旨を、裏側又は表側下部

に入札者名、住所又は所在地を記載して封緘してください。

- ・ 中封筒
- ・ (代理人が入札する場合) 委任状
- ・ 印鑑登録証明書 (法人の場合は印鑑証明書)

(イ) 中封筒について

中封筒には、入札書を入れて封緘し、その表側に入札者名、住所又は所在地及び区画番号を記載してください。

ウ 複数物件の入札に参加する場合、中封筒は物件ごとに作成いただく必要がありますが、郵送用の外封筒は1通とし、全てを同封してください。持参の場合も入札書は中封筒に入れて封緘して外封筒に入れてください。

エ 入札書には印鑑登録印の押印が必要です。

(3) 入札の注意事項

ア 入札後、入札を取り消すことや入札書の記載を変更することはできません。

イ 入札には入札参加申込み後に府中市から郵送にて交付した書類を用いてください。

ウ 入札書には、黒インクのボールペン又は万年筆を使用して明確かつ明瞭に記入してください。鉛筆、シャープペンシル及び消せるボールペンは使用しないでください。

エ 誤字又は脱字を加除訂正した場合にはその箇所又は付近に押印してください。
なお、料率の訂正はできませんのでご注意ください。

オ 入札はアラビア数字(算用数字)を使用してください。

カ 持参も可としますが、受取りのみとし、その場での内容確認はいたしません。書類の添付漏れ等に十分ご注意ください。

キ 複数の区画に入札参加申込された方は、区画ごとに全ての書類をご用意ください (印鑑証明書を除く)。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効です。

- ア 委任状を提出しなかった者に係る代理人の行った入札
- イ 同一区画に対し他人の代理を兼ね、又は2人以上の代理を行った者の入札
- ウ 同一区画に対して1回の入札において2通以上の入札を行った者の入札
- エ 入札書に料率の記入がない又は料率の修正がある入札
- オ 入札書に記名押印のない入札
- カ 売上比例部分最低料率を下回る入札
- キ 入札に関し不正な行為を行った者の入札
- ク 入札に参加する資格がない者の入札
- ケ 前各号に掲げるもののほか、入札要領に違反したもの

(5) 開札

開札は入札者の面前で行います。ただし、入札者又はその代理人が開札場所に同席

しない場合には、入札に関係のない市の職員を立ち合わせて開札します。

開札の日時	令和4年3月18日（金）午前10時00分から *区画により開札時間は異なります（1ページ参照）
開札の場所	府中市役所（北庁舎3階）会議室

*開札の立会い（会場への入場）は任意です。

*入場の際には、（申込み受付後、府中市から送付した）入札参加申込書（写し）を確認させていただきます。また、会場の都合上、1申込につき1名とします。

*開札日は入札書の受け取りはできません。必ず令和4年3月17日（木）までに届くように書留又は簡易書留にてご提出ください。

（6）落札候補者の決定

入札書に記入された売上比例部分の料率の値が最高の値であった者を落札者とします。

なお、各物件の売上比例部分最低料率を下回る入札は、失格と取り扱います。

開札の結果、落札者となるべき入札者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ落札者を決定します。なお、当該入札者にくじを引かないものがあるときは、当該入札事務に関係のない本市職員がこれに代わってくじを引き、落札者を決定します。

落札者決定後、落札者名と落札料率を本市のホームページ内で公開することとします。

3. 落札決定の通知

落札者の方に、開札日から概ね1週間以内に落札決定通知書を送ります。

4. 契約締結

（1）契約の締結

落札者は、契約締結期限日までに契約を締結してください。契約締結期限日は原則として令和4年3月31日（木）です。

契約書に貼付する収入印紙に要する費用は、落札者の負担とします。

*契約の締結には印鑑登録印の押印が必要です。

（2）契約締結時に必要な書類等

	書類名称
ア	設置する自販機の仕様（寸法、消費電力量等）を記載した書類
イ	自販機の管理や苦情処理等の担当者及び緊急連絡先等を記載した書類
ウ	自販機の設置に関係行政機関の許可等が必要なものについては、当該設置に係る許可証の写し

(3) 提出書類の取扱い

この入札に関して提出された書類は、理由のいかんによらず返却できません。

提出書類及び契約に伴い提出される各種報告書類は、原則として開示の対象となります。

5. 自販機の仕様及び管理運営上の遵守事項等

(1) 自販機の仕様

ア 種類

缶・ビン・ペットボトルの密閉式容器用自販機とする。

イ その他特記仕様

- (ア) 消費電力の低減等の技術を導入した省エネや、二酸化炭素を冷媒としたノンフロン対応、センサーやタイマーの設置による自動点灯・消灯機能等、環境対策機能を備えたものとする。
- (イ) 自販機の故障、問合せ及び苦情等については、落札者の責任において対応するとともに、自販機に落札者の商号等及び故障時等の連絡先を明記すること。
- (ウ) 電源工事等に要する費用は落札者の負担とする。
- (エ) 貸付面積内であれば複数台の設置を可能とする。

(2) 管理運営上の義務

ア 設置

自販機の設置に当たっては、アンカーボルトにより固定する等の安全対策を、JIS規格及び業界自主規制に準拠した転倒防止対策を行うこと。

イ 管理運営

- (ア) 落札者は、自販機の設置、管理、運営に必要な一切の業務を行うものとする。
- (イ) 売上金の回収及びつり銭の補充は定期的に行い適切に管理すること。
- (ウ) 在庫管理、商品補充は定期的に行い適切に管理すること。なお、売上数が増加する夏季期間等は商品補充頻度を増やす等、在庫管理に留意すること。
- (エ) 「食品、添加物等の規格基準」（食品衛生法）及び「自動販売機の食品衛生に関する自主的取扱要領」（業界自主基準）等を遵守し、衛生管理に万全を期すこと。また、商品の消費期限及び賞味期限について適切に管理すること。
- (オ) 自販機の設置1台につき、容器回収ボックスを1基以上設置すること。容器回収ボックスの仕様は、衛生面も考慮したもの（飲み残しの容器があっても床が汚れない等）とし、周辺と調和した外観色とすること。
- (カ) 容器回収ボックスに投じられた空き容器は、落札者の責任で適切に回収し、リサイクル及び設置場所周辺の清掃を行い、美化に努めること。特に空き容器が大量に発生する夏場については、回収頻度を多くする等、容器回収ボックスから空き容器が溢れないようにすること。
- (キ) 自販機の飲料受け部分に吸音素材を配置する等、自販機使用時の騒音を極力減らすよう努めること。

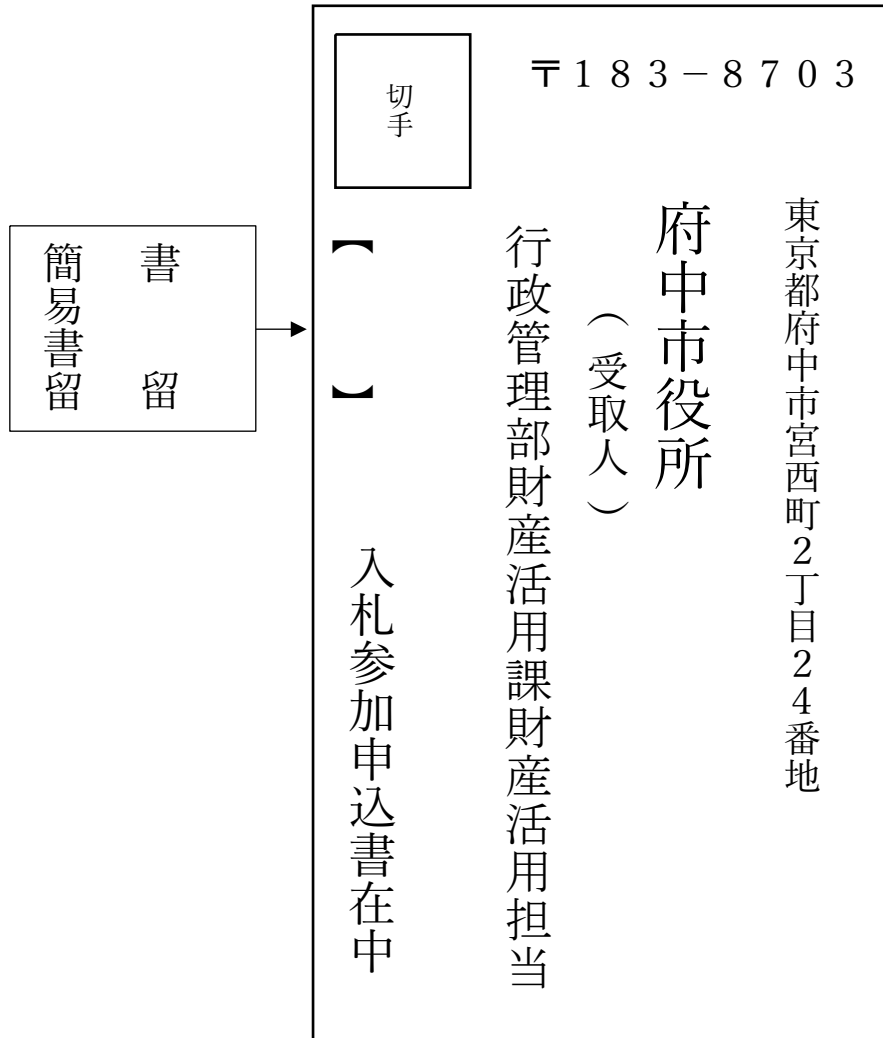
(3) その他の要件

ア 販売する商品は、お茶、水、炭酸飲料、ジュース類、コーヒー及び紅茶等の清涼飲料水とし、酒類及びいわゆるノンアルコール飲料の販売はしないこと。

- イ 販売する商品は、コカ・コーラ、サントリー、アサヒ、伊藤園、麒麟、ダイド一、大塚、カゴメ、ポッカサッポロ、J T、ヤクルト等の主要飲料メーカー（またはブランド）のものとし、例示した飲料メーカー以外の商品を販売する際は、事前に本市と協議をすること。
- ウ 商品の販売価格は、落札者の提案とする。
- エ 自販機の設置等について、法令に基づき関係行政機関の許認可等が必要なときは、当該手続等は全て落札者が行うこと。
- オ 自販機の設置に当たっては、市と協議のうえ、必要に応じて近隣への説明を行うものとする。

6. 封筒の宛名記載例

(1) 入札参加申込



※封筒の裏面には差出人氏名・住所を記載してください。

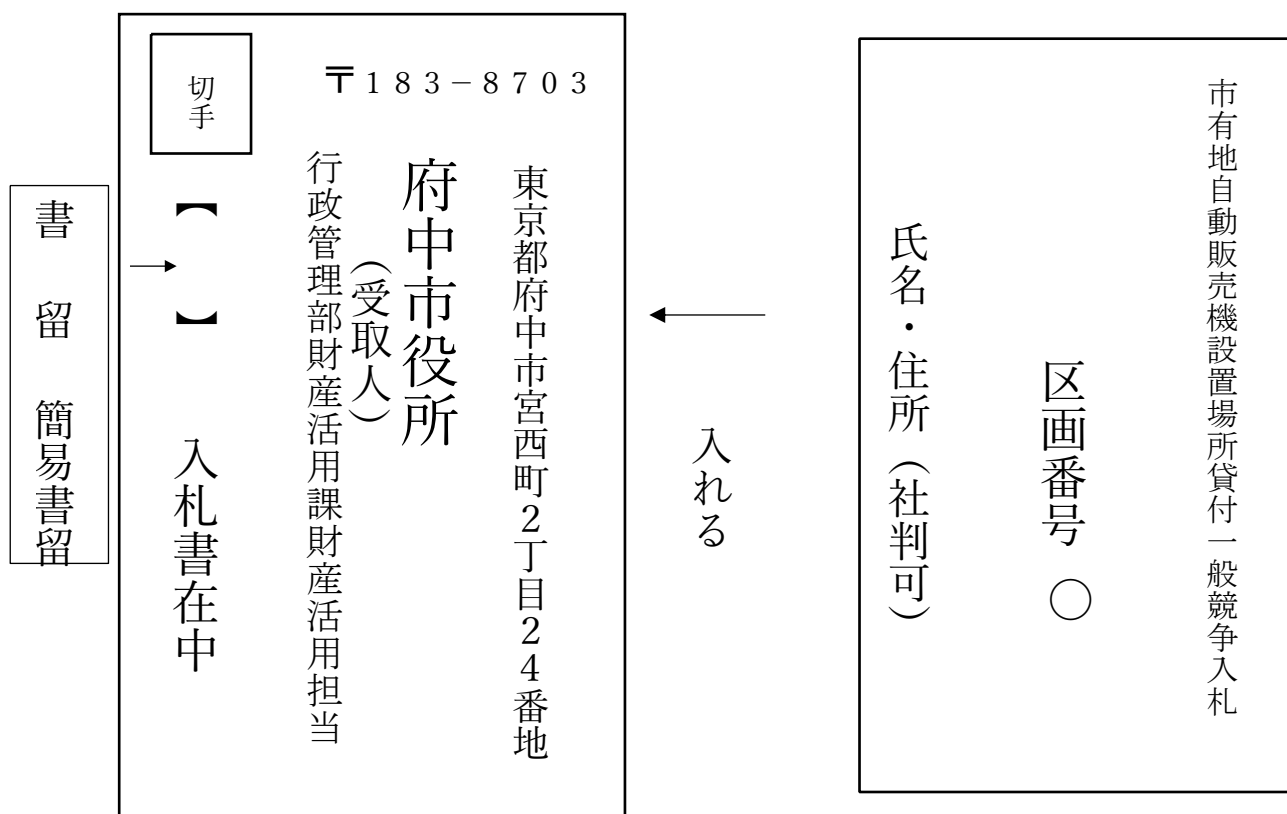
※郵送手続や料金等は郵便局にお問い合わせください。

(2) 入札書提出

※入札書提出時は、封筒を二重にしてください。

(①外封筒)

(②中封筒)



- ①外封筒には、中封筒のほか、委任状及び印鑑登録証明書（法人の場合は印鑑証明書）を入れてください。
- ②中封筒には物件ごとに入札書を入れて封緘し、その表側に入札者名、住所又は所在地及び区画番号を記載してください。（複数物件入札する場合は、物件ごとに中封筒を用意してください。持参の場合も入札書は中封筒に入れて封緘して外封筒に入れてください。）

※外封筒の裏面には差出人氏名・住所を記載して封緘してください。

※郵送手続や料金等は郵便局にお問い合わせください。

■ 各様式の記入例及び土地賃貸借契約書（案） ■

- ・ 「入札参加申込書」
- ・ 「誓約書」
- ・ 「事業実績説明書」
- ・ 「質問書」
- ・ 「土地賃貸借契約書（案）」

入札参加申込書

様式第1号

入札参加申込書

受付印

令和 年 月 日

府中市長 高野 律雄

住所、氏名を署名または記名押印（印鑑登録印）し、電話番号、担当者名及びメールアドレスを記入してください。

〒
住 所
(所在地) _____
氏 名
(法人名及び代表者名) _____
電話番号 _____
担当者名 _____
メールアドレス _____

市有地自動販売機設置場所貸付一般競争入札について、入札公告に記載の諸条件を確認のうえ、次の入札参加欄に○を入れた物件についての入札への参加を申し込みます。

1 応募物件

区画番号	所在地（東京都府中市）	貸付料 (固定額)	売上比例部分 最低料率	入札参加欄
1	小柳町4丁目16番52	4,818円	0.01%	
2	四谷5丁目41番75	3,359円	2.86%	

- ※ 署名または記名押印（印鑑登録印）してください。
- ※ 入札参加物件の入札参加欄に○を入れてください。

2 添付書類

- 誓約書（様式第2号）
 - 印鑑（登録）証明書 ※1※2
 - 登記事項証明書（現在事項全部証明書）※1
 - 国税・地方税の納税証明書（直前2年分の法人税、消費税及び地方消費税、法人市民税について未納税額がないことの証明）
 - 事業実績説明書（様式第3号。令和2年2月11日から令和4年2月10日までの事業内容を証明する内容が明記された書類を添付してください。）
 - 設置を予定する自販機の品番・寸法等の仕様が記載された書類（様式不問）
- ※1 発行日から90日以内のもの（市に書類が到着した日から起算）
- ※2 入札参加申込書及び誓約書に署名した場合は提出不要です。

誓 約 書

私は、市有地自動販売機設置場所貸付一般競争入札の参加申込みに当たり、次のとおり誓約します。

- 1 私は、日本国内に住所を有し、次の各号のいずれにも該当しない者です。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4第1項に該当する者
 - (2) 施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し3年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号から第6号、府中市暴力団排除条例（平成23年6月条例第9号）第2条第1号から第3号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者
 - (4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条に規定する観察処分の決定を受けた団体及び当該団体の役職員又は構成員
 - (5) (3) 又は (4) に掲げる者から委託を受けた者、若しくは (3) 又は (4) に掲げる者の関係団体の役職員又は構成員
 - (6) 国税及び地方税を滞納している者
 - (7) 公有財産賃貸借契約による自動販売機の運営の契約を令和2年2月11日から令和4年2月10日までの間に市若しくは国又は地方公共団体と数回以上にわたって締結した実績を有しない者

- 2 私は、市有地自動販売機設置場所貸付一般競争入札の参加申込みに当たり、入札要領の記載内容及び貸付物件の現況並びに関係諸規制を十分に把握したうえで申し込みますので、後日、これらの件について府中市に一切の異議、苦情を申し立てません。

府中市長

申込者

住 所
(所在地)

氏 名
(法人名及び代表者名)

所在地、法人名、代表者名を署名または記名押印（印鑑登録印）してください。

署名または記名押印（印鑑登録印）してください。

事業実績説明書

様式第3号

事業実績説明書

令和 年 月 日

府中市長 高野 律 雄

法人の所在地、商号又は名称、代表者氏名を記入してください。

〒
住 所
(所在地) _____
氏 名
(法人名及び代表者名) _____

- 1 市有地自動販売機設置場所貸付一般競争入札参加要領と同種の自動販売機の運営の契約を令和2年2月11日から令和4年2月10日までの間に市若しくは国又は地方公共団体と数回以上にわたって締結した主な実績

期間	契約の相手方	履行場所	設置台数
(記入例) 令和〇年〇月～	〇〇市役所	東京都〇〇市	〇台

2 添付書類

- 事業内容が明記された書類 (契約書の写し、現況写真等)

質 問 書

令和 年 月 日

府中市長 高野 律 雄

市有地自動販売機設置場所貸付一般競争入札参加要領に関して、質問を行いたいので質問書を提出します。

質問者	氏名 (法人名)	
	部 署	
	担当者名	
	電 話	
	F A X	
	メールアドレス	

資料名		ページ	
項目名			
質疑内容			

注1 質問は、本様式1枚につき1問とし、簡潔にまとめて記載してください。

注2 質問は、府中市財産活用課 (zaisan04@city.fuchu.tokyo.jp) まで電子メールにより提出してください。これ以外の方法によるものは受け付けません。

注3 質問の受付は、令和4年2月22日(火)午後5時までです。

収入印紙

府行財契第 号

土地賃貸借契約書（案）

賃貸人府中市（以下「甲」という。）と賃借人〇〇（以下「乙」という。）は、次の条項により土地賃貸借契約を締結する。

（この土地）

第1条 甲は、その所有する次に掲げる土地（以下「この土地」という。）を、乙に賃貸する。

所在地 府中市〇〇町〇丁目〇番地

貸付面積 〇. 〇〇m²

容器種別 缶・ビン・ペットボトル

（使用目的）

第2条 乙は、この土地を令和4年2月11日に入札公告した「市有地自動販売機設置場所貸付一般競争入札参加要領」に定める諸条件を了承した上でこれを遵守し、飲料用自動販売機及び容器回収ボックス設置のためにのみ使用するものとする。

（賃貸借の期間）

第3条 この土地の賃貸借期間は、令和4年5月1日から令和9年4月30日までとする。

（賃料）

第4条 賃料は、定額部分である金〇〇〇〇円と月ごとの売上額に〇〇パーセントを乗じて得た額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げるものとする）を合算した金額を月額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。

2 賃貸借期間に1月未満の端数があるときは、端数を切り上げて1月として、前項の定額部分の計算の基礎とする。

3 乙は、この契約に係る自動販売機の売上状況をまとめた売上報告書を月ごとに作成し、翌月10日までに甲に提出しなければならない。

（賃料の納付）

第5条 乙は、前条に定める賃料を、毎年4月を始期とした四半期ごとに計算し、定期に支払うものとし、甲の発行する納入通知書により、指定期限までにその指定する場所において納付するものとする。

（遅延利息）

第6条 乙が前条に定める賃料を指定期限までに納付しなかったときは、乙は、指定期限の翌日から納付の日までの年14.6パーセントの割合で計算して得た額の遅延利息を支払わなければならない。ただし、当該遅延利息の金額が100円未満であるときは徴収しない。

(経費の負担)

第7条 この土地に関し、維持、保存、利用、撤去、改良その他の行為をするため支出する経費は、すべて乙の負担とする。ただし、甲の書面による承諾を得ることなく、改良等の行為をすることはできない。

(契約保証金)

第8条 契約保証金は、免除する。

(物件の引渡し)

第9条 甲は、第3条に定める貸付期間の初日に、この土地を乙に引き渡す。

(契約不適合責任)

第10条 乙は、この土地が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないことを理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることはできない。ただし、この土地が乙の責めに帰することのできない理由により使用することが不可能となったときは、合理的に計算された金額を賃料から減免する。

(転貸の禁止等)

第11条 乙は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) この土地を転貸し、又はこの土地の賃借権を譲渡しないこと。
- (2) この土地の形質を変改しないこと。
- (3) この土地及びこの土地に設置した工作物を第2条の目的以外に使用しないこと。
- (4) この土地に建物を建築しないこと。
- (5) この土地に設置した工作物に係る所有権を登記しないこと。
- (6) この土地に設置した工作物に係る占有名義を変更しないこと。

(賃借人の義務)

第12条 乙は、この土地を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の事務所等その活動の拠点となる施設の用に供してはならない。

- 2 乙はこの土地を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。
- 3 乙は、第2条の事業に関わる総ての事項について責に任ずるものとし、甲は、一切の責を負わないものとする。
- 4 甲がこの土地の管理上必要な事項を乙に通知した場合、乙はその事項を遵守しなければならない。
- 5 乙は、この土地の使用に当たっては、近隣と調和の取れた利用を行うとともに、近隣住民の迷惑とならないよう、十分に配慮しなければならない。

(調査協力義務)

第13条 甲は、この土地について、随時、その使用状況を実地に調査することができる。この場合において、乙は、これに協力しなければならない。

(違約金)

第14条 乙は、第12条に定める義務に違反したとき又は正当な理由なく前条に定める義務に違反して実地調査に協力しなかったときは、甲に対し、第4条に定める月額賃料（定額部分）の60か月分に相当する額の違約金を支払わなければならない。

2 前項の違約金は、損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

(契約の解除)

第15条 甲は、乙が次の各号の一に該当した場合は、催告をしないで、この契約を解除することができる。

- (1) 第4条の賃料を3か月以上滞納したとき。
- (2) 第11条の規定に違反したとき。
- (3) 第12条第1項の規定に違反したとき。
- (4) この土地を故意又は重大な過失により汚損し、破損し、又は滅失したとき。
- (5) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号、以下「独占禁止法」という。）第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）又は同法第7条の2（同法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき、又は排除措置命令又は納付命令において、この契約に関して、同法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (6) 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 甲は、前項に規定する場合を除くほか、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、催告の上、この契約を解除することができる。

3 甲は、賃貸借期間満了前であっても、この土地を公用又は公共用に供するため必要を生じたときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の5第4項の規定に基づき、この契約を解除することができる。この場合において、契約の解除に伴うこの土地の原状回復及びこの土地の返還等については、甲と乙の協議の上定めるものとする。

4 乙は、第1項又は第2項の規定により契約を解除された場合においては、甲の受けた損害を賠償しなければならない。

(原状回復)

第16条 乙は、前条第1項若しくは第2項の規定により契約を解除された場合、又は賃貸借期間が満了した場合においては、自己の負担で、速やかに、この土地を原状に回復して甲に返還しなければならない。ただし、甲が書面により原状回復を免除した場合は、この限りでない。

2 甲は、乙が前項に定める原状回復を行わない場合には、乙に代わって、この土地を収去し原状回復することができる。この場合において、乙は、甲による原状回復について、異議を申し出ることができず、また、甲が原状回復に要した費用を負担しなければならない。

(立退料等)

第17条 乙は、前条第1項の規定に基づき、この土地を甲に返還する場合において、返還に伴って発生する費用及び立退料等一切を甲に請求してはならない。

(有益費等の請求権の放棄)

第18条 乙は、賃貸借期間終了時に、この土地に投じた有益費又は必要費等があったときも、これを甲に請求しないものとする。

(損害賠償)

第19条 乙は、本契約書に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、甲の定める損害額を賠償しなければならない。

(契約の費用)

第20条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(管轄裁判所)

第21条 この契約から生ずる一切の法律関係に基づく訴えについては、甲の所在地を管轄する地方裁判所をもって管轄裁判所とする。

(疑義の決定等)

第22条 この契約の各条項の解釈について疑義を生じたとき又はこの契約に定めのない事項については、甲と乙の協議の上定めるものとする。

(個人情報の取扱いに関する特約条項等)

第23条 個人情報の取扱いに関する特約条項等については、別紙に定めるところによる。

この契約の成立を証するため、甲と乙とは本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ1通を保有する。

令和4年 月 日

賃貸人 (甲)

所在地 東京都府中市宮西町2丁目24番地

名称 府中市

代表者 府中市長 高野 律 雄 ⑩

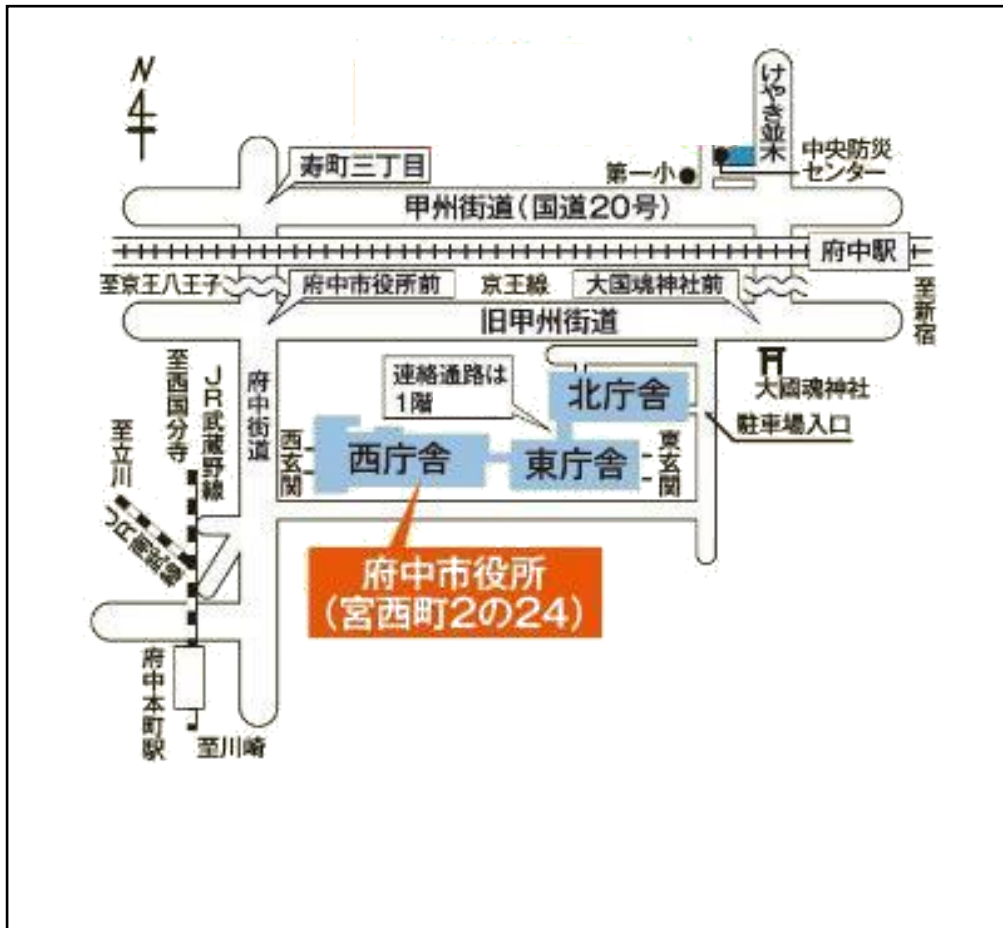
賃借人 (乙)

所在地又は住所

名称又は商号

代表者 ⑩

■ 入札参加申込・開札会場案内図 ■



【申込受付及び入札受付場所（郵送先）】

東京都府中市宮西町2丁目24番地
府中市役所 東庁舎2階 財産活用課

【開札会場】

東京都府中市宮西町2丁目24番地
府中市役所 北庁舎3階 会議室

